



平成20年8月8日

各 位

会社名 株式会社サンウッド
代表者名 代表取締役社長 中島 正章
(JASDAQ・コード8903)
問合せ先
常務取締役 経営企画本部長 岡本 真人
電話 03-5425-2661

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、会社法第239条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、平成20年6月25日開催の第12回定時株主総会の決議により当社株主総会の委任を受け、会社法第236条第1項及び第238条第1項に従って、新株予約権の募集事項を決定し、当社の取締役及び監査役に対して、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたので、お知らせいたします。

記

- (1) 募集新株予約権の名称
株式会社サンウッド 第2回株式報酬型新株予約権
- (2) 募集予約権の総数
300個
- (3) 募集新株予約権の内容
 - ①新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式300株とする。
新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同様。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$$
また、上記のほか、決議日以降、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
 - ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた価額とする。
 - ③新株予約権を行使することができる期間
平成20年8月26日から平成40年6月25日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
 - ④新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規

則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記i.に定める資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦その他の新株予約権の行使の条件

i. 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社の役員がその地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。但し、当社の取締役会において相当の理由があると判断した場合は、役員在任中の権利行使を認めるものとする。

ii. 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。

(4) 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みはこれを要しないものとする。

(5) 募集新株予約権を割り当てる日

平成20年8月25日

(6) 本新株予約権の行使に際する払込取扱銀行及び取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店

東京都港区虎ノ門1丁目3番1号

(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店及びその住所とする。)

(7) 本新株予約権の行使請求の受付場所

当社経営企画部(但し、同部署が名称変更または組織変更する場合は、変更後の当社の当該業務担当部署とする。)

(8) 募集新株予約権の割当の対象者及びその人数

当社取締役5名、当社監査役1名、合計6名に割り当てるものとする。

以上